

令和 3 年 第 5 回

柳川市農業委員会総会議事録

令和 3 年 4 月 1 2 日

柳川市農業委員会

第5回柳川市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年4月12日 午後2時00分～午後2時49分

場 所 大和庁舎 大会議室

出 欠 者 農業委員出席者 17名 欠席者 1名

推進委員出席者 18名 欠席者 1名

議 題 議案第19号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第20号

1. 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第21号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第22号

1. 農地転用計画変更申請について

議案第23号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第24号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

議案第25号

1. 仲介委員の指名について

協議事項

1. 農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について

2. 都市計画審議会委員の推薦について

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

2. 農地の使用貸借権設定解約届出について

3. 農地改良行為届出書について

その他

農業委員

出席委員（17名）

2番 高田 一利
4番 吉丸 隆吉
7番 大淵 秀樹
9番 藤木 邦彦
11番 松藤 政義
13番 松藤 和彦
15番 河口 隆光
17番 阿志賀 一喜
19番 松藤 正之

3番 亀崎 忠治
6番 椛島 練二
8番 三小田 由勝
10番 田中 満義
12番 松藤 一利
14番 島添 茂樹
16番 園田 清美
18番 鐘ヶ江 ゆき子

欠席委員（1名）

1番 山田 善治

推進委員

出席委員（18名）

龍 繁 樹
藤木 二三男
椛島 一晴
古賀 宏義
櫻木 利和
高口 勇晴
松藤 稔
原 壽利
吉開 健

藤吉利 広
亀崎 壽満
梅崎 直祝
野口 秀一
米田 秀俊
平川 貴大
浦 幸之助
三浦 榮一
江口 克子

欠席委員（1名）

鶴田 信行

本会議に出席した事務局職員

事務局長 乗 富 和 也

事務局次長 岡 本 斉 直

事務局職員 田 中 道 博

午後2時 開会

○事務局長（乗富和也君）

皆様こんにちは。御案内の時間に近づいておりますけれども、事務局から2点ほど御連絡をさせていただきます。

まず、4月1日付けになりますけれども、市の人事異動がございまして、事務局職員にも異動がありましたので、御報告をさせていただきます。

新たに、次長で岡本が参っております。

○事務局次長（岡本齊直君）

皆さんこんにちは。4月に消防本部総務課消防団係から農業委員会事務局へ異動してまいりました岡本と申します。どうぞよろしく申し上げます。

○事務局長（乗富和也君）

よろしく願いいたします。

それから、前年度おりました女性の江口次長が三橋庁舎の市民サービス課へ異動となりました。再任用職員としておりました石川ですけれども、一応3月31日で退職ということになりました。在任中は皆様に大変お世話になりました、ありがとうございました。

また、4月から事務局の職員としては、私、乗富、それから岡本、田中の3人と、再任用職員で男性の本木、それと会計年度任用職員の女性の成清の5人体制で頑張っていきますので、よろしく願いいたします。

なお、今日、名簿のほうも委員さんのお名前を入れた分をお配りさせていただいております。下のほうに事務局職員も記載して、連絡先ということで書いておりますので、また、ぜひ、引き続きよろしく願いいたします。

それともう一つ資料の配付ですけれども、昨年度、令和2年度のパトロールをまとめた内容の年度末の状況でお配りさせていただいております。中身の説明は今日は省略させていただきますけれども、活動の中で若干改善の見られたところもありますので、また引き続きお世話をおかけしますけれども、よろしく願いをしておきたいと思っております。

それでは、定刻になりましたので、第5回総会を始めさせていただきます。

起立、礼。着席願います。

柳川市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が議長となりますので、松藤会長、よろしく願いいたします。

○議長（松藤正之君）

皆さんこんにちは。御多用の中に第5回の農業委員会総会に御出席いただきましてありがとうございました。

先ほど御紹介のありましたように、4月は人事異動の時期であります。当事務局でも異動がありまして、御指導をよろしくお願ひしたいと思います。

そこで、御承知のように変異株ウイルスとか、それからワクチンの供給が遅れている等々で、最近は非常に怪しい雲行きで感染者も増加しているような状況のようです。私どももしっかり予防して、感染予防していかなければならないというふうに思っております。

それでは、本日の出席委員17名、定足数であります。また、18名の推進の方に御出席いただいております。よって、ただいまから令和3年第5回柳川市農業委員会の総会を開会いたします。

事務局より議案の朗読をお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

皆さんこんにちは。

まず最初に、事前に郵送しています説明資料の確認をさせていただきます。

16ページから成る総会議案書が1部、議案第20号 農地法第4条の申請箇所図が1部、議案第21号 農地法第5条の申請箇所図が1部、議案第22号 農地転用計画変更の申請箇所図が1部、農用地利用集積事業公告概要表の表裏の用紙が1枚となっております。

それでは、座って議案書の表紙を朗読させていただきます。

令和3年

第5回柳川市農業委員会総会議案

議案第19号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第20号

1. 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第21号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第22号

1. 農地転用計画変更申請について

議案第23号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第24号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

議案第25号

1. 仲介委員の指名について

協議事項

1. 農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について
2. 都市計画審議会委員の推薦について

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について
2. 農地の使用貸借権設定解約届出について
3. 農地改良行為届出書について

その他

令和3年4月12日提出

柳川市農業委員会会長 松 藤 正 之

○議長（松藤正之君）

今回提案しております案件は、議案第19号から議案第25号までの7件と協議事項2件と報告3件であります。

本日の議事録署名委員に、2番高田一利委員、18番鐘ヶ江ゆき子委員を指名いたします。

早速、議案の審議に入ります。

議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

総会議案書の2ページを御覧ください。

議案第19号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

下記農地を双方合意の上、所有権（賃借権）を移転（設定）したく農地法第3条の規定による許可申請があったので、承認方同法施行令第1条の規定に基づき付議する。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積253平米、外1筆、合計997平米、自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積52平米、自作。譲受人、〇〇、持分8分の3、〇〇。譲渡人、〇〇、持分8分の3、〇〇。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積243平米、外1筆、合計1,258平米、小作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積2,041平米、外4筆、合計7,264平米、自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

○事務局次長（岡本齊直君）

それでは、3条について補足説明を行います。

申請番号1番、2番は、経営縮小をする〇〇から、経営拡大をしようとする〇〇への所有権移転、売買を行うための申請であります。2番は、2人の共有分です。

代金は、1番と2番、3筆で〇〇円。

申請番号3番は、経営縮小をする〇〇から、経営拡大をしようとする〇〇への所有権移転・売買を行うための申請であります。

代金は、全部で〇〇円。

申請番号4番は、〇〇が親へ贈与のため、子から受贈する〇〇への所有権移転・贈与を行うための申請であります。

よって、申請番号1番から4番は、議案書にありますとおり、農地法第3条第2項の各号の許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上です。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第19号について、御意見、御質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、採決をいたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

賛成全員であります。よって、議案第19号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

本案は〇〇委員の提出議案となっておりますので、柳川市農業委員会会議規則第10条の規定により、〇〇委員の退席をお願いいたします。

〔〇〇委員、退席〕

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

議案書の3ページを御覧ください。

議案第20号

1. 農地法第4条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、農地法第4条の規定による許可申請があったので、承認方同条第2項の規定により付議する。

こちらにつきましては、別紙の申請箇所図と一緒に御覧ください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積467平米。申請人、〇〇。転用目的、農業用倉庫。

以上です。

○事務局次長（岡本齊直君）

それでは、4条について補足説明を行います。別紙の箇所図と併せ、御覧ください。

申請番号1番は、所有者の〇〇が申請地に自己用の農業倉庫を建設するための申請であります。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

申請番号1番の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、目的が農業倉庫であり、農業の振興に資する施設となりますので、転用目的は問題ないと考えます。

以上です。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第20号について、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

賛成全員であります。よって、議案第20号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

ここで〇〇委員の退席を解除いたします。

〔〇〇委員、着席〕

○議長（松藤正之君）

議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

総会議案書の4ページを御覧ください。

議案第21号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、所有権（賃借権）の移転（設定）したく、農地法第5条の規定による許可申請があったので、承認方同条第3項の規定により付議する。

こちらにつきましても、別紙の申請箇所図と一緒に御覧ください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積367平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、一般住宅。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積267平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、一般住宅。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積340平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、貸倉庫。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積1,627平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、資材置場。

○事務局次長（岡本齊直君）

それでは、5条について補足説明を行います。別紙の箇所図と併せ、御覧ください。

申請番号1番は、譲受人、〇〇が、申請地に一般住宅を建設するための申請であります。契約の種類は、祖父から孫への贈与。

申請番号2番は、譲受人、〇〇が、申請地に一般住宅を建設するための申請であります。契約の種類は、使用貸借。父から子へ無償で、永年間、一般住宅として使用貸借契約がなされています。

申請番号3番は、譲受人、〇〇が、申請地に貸倉庫を建設するための申請であります。契約の種類は売買。代金は〇〇円です。

申請番号4番は、譲受人、〇〇が申請地に資材置場を建設するための申請であります。契約の種類は売買。代金は〇〇円です。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

申請番号1番の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と判断します。

第1種農地は、原則不許可ですが、集落接続として設置されるものであるため、転用目的は問題ないと考えます。

申請番号2番の農地区分は、住宅若しくは事業用施設が連たんし、農地が散在する区域であり、第2種農地と判断します。

集落接続として設置されるものであるため、転用目的は問題ないと考えます。

申請番号3番の農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の第1種住居地域であり、第3種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと考えます。

申請番号4番の農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の第1種住居地域であり、第3種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと考えます。

以上です。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第21号について、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

賛成全員であります。よって、議案第21号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第22号 農地転用計画変更申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

総会議案書の5ページを御覧ください。

議案第22号

1. 農地転用計画変更申請について

下記農地について農地転用計画変更の申請があったので、承認方付議する。

こちらにつきましても、別紙の申請箇所図を一緒に御覧ください。

(1) ○○。

①変更する土地。

農地の所在、○○、地番○○、地目・田、面積1,301平米、外2筆。転用許可日、令和2年1月27日。転用目的、特定建築条件付建売住宅11区画。

②変更する理由。

新型コロナウイルスの影響を受けたこともあり、事業計画どおりに進捗できなかったため。

③当初事業計画と変更事業計画。

変更計画内容としましては、完工日が令和3年8月31日から令和4年8月31日、1年間の延長の変更となっております。

以上です。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第22号について、御意見、御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、採決をいたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

賛成全員であります。よって、議案第22号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第23号 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

総会の議案書の6ページを御覧ください。

議案第23号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

下記農地の所有権を移転したく柳川市農地移動適正化あっせん事業実施要領の規定によりあっせん申出書を受理したので、あっせん委員の指名方付議する。

受理番号1番、農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積1,739平米。申出人、〇〇。

受理番号2番、農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積2,663平米、外1筆。申出人、〇〇。

受理番号3番、農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積641平米、外2筆。申出人、〇〇。

受理番号4番、農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積1,828平米、外1筆。申出人、〇〇。

受理番号5番、農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積1,144平米。申出人、〇〇。

続きまして、議案書の7ページを御覧ください。

受理番号6番、農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積5,862平米。申出人、〇〇。

受理番号7番、農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積1,510平米。申出人、〇〇。

○。

受理番号8番、農地の所在、○○、地番○○、地目・田、面積1,329平米。申出人、○

○。

受理番号9番、農地の所在、○○、地番○○、地目・田、面積1,125平米。申出人、○○。

受理番号10番、農地の所在、○○、地番○○、地目・田、面積1,726平米。申出人、○○、
持分2分の1○○、外1名。

以上です。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

本案の申請番号1番は柳川地区、2番は昭代地区、3番は蒲池地区、4番から9番は大和地区、10番は三橋地区でありますので、同地区の委員にお願いしたいと思いますが、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

お諮りいたします。議案第23号の申請番号1番は、推進委員の龍繁樹委員、藤吉利広委員、申請番号2番は推進委員の椛島一晴委員、梅崎直祝委員、古賀宏義委員、申請番号3番は推進委員の野口秀一の委員、古賀宏義委員、申請番号4番と5番は、推進委員の櫻木利和委員、米田秀俊委員、江口克子委員、申請番号6番から9番は推進委員の高口勇晴委員、平川貴大委員、浦幸之助委員、松藤稔委員、申請番号10番は申請委員の三浦榮一委員、吉開健委員を指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案のあっせん委員に、先ほどの15名を指名することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

賛成全員であります。よって、議案第23号については、先ほどの15名の委員を指名することに決定いたしました。

議案第24号 柳川市農用地利用集積計画についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

議案第24号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により柳川市農用地利用集積計画を樹立したく柳川市長より決定を求められたので付議する。

こちらにつきましては、別紙の農用地利用集積事業公告概要表の所有権移転関係を御覧ください。

農用地利用集積事業公告概要表。

公告年月日、令和3年4月13日

1. 所有権移転関係。利用権の種類、所有権移転。地目・田。農用地の利用内容、水田として。面積21,646平米。筆数9筆。売手1名、買手6名。

続きまして、裏面を御覧ください。

各筆明細。所有権を移転する土地、所在地、〇〇、地番〇〇。地目・田。面積2,105平米。所有権を移転する者（売り手）、公益財団法人福岡県農業振興推進機構。権利の種類、所有権。農用地の利用内容、水田として。所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡の時期、いずれも令和3年4月30日。対価〇〇円。対価の支払方法、福岡県信用農業協同組合、本所普通口座。所有権の移転を受ける者（買い手）、住所、〇〇。氏名、〇〇。外5件です。

以上、今回付議された農用地利用集積計画につきましては、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

議案第24号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

賛成全員であります。よって、議案第24号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第25号 仲介委員の指名についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

総会議案書の9ページを御覧ください。

議案第25号

1. 仲介委員の指名について

下記仲介事業について、事件解決前に農業委員の任期が満了したため、改めて農地法第25条第2項の規定による仲介委員の指名について付議する。

令和3年仲介第1号事件（令和3年2月10日・柳川市農業委員会総会受理決定）。

受理番号1番、紛争に係る土地の所在、〇〇、地番〇〇、登記地目・現況地目、いずれも田、面積972平米、外1筆、合計1,916平米。申立人、〇〇。相手方、〇〇。申立ての趣旨、〇〇の農地は、平成29年6月15日から令和2年6月14まで、利用権による賃貸借契約を結んでいた。この間に〇〇は死亡。しかし、〇〇である申立人に承諾なく、相手方が一方的に〇〇と新たに〇〇を加えた2筆の利用権（賃貸借）を設定。さらにその後、〇〇については相手方が農地改良行為届出書をだし、畑として一部造成が行われている。相手方に購入の話をするが回答もない。

2筆の賃貸借契約は無効であり、〇〇についての土地の原状回復及び2筆の土地の引き渡しを求めるものであります。

○事務局長（乗富和也君）

補足説明をさせていただきます。

この議案は、議案書にありますように、今年2月の農業委員会総会で既に申立書の受理を決定いたしております。あわせて、同じ2月10日の総会で農地法第25条第2項の規定により、会長の指名によって、農業委員の中から3人の仲介委員の指名をいただいていたところでございます。まだこの仲介案件は継続中であります。

方向としましては、相手の方が対象農地を購入するというふうな方向で今のところ進んでおります。その仲介委員さんのほうが、先日の3月21日で一旦農業委員の任期が満了いたしましたので、改めて今日の総会で仲介委員3人を農業委員の中から指名をしていただくものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

仲介委員につきましては、農業委員の中から、会長が事件ごとに指名する3名の仲介委員によって行うとされておりますので、3名の方を指名いたします。

農地の所在地の関係などから、1番山田善治委員、2番高田一利委員、3番亀崎忠治委員の3名を指名したいと思います。3名の委員の方、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

それでは、お諮りいたします。ただいま指名しました3名の仲介委員により和解の仲介を行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、採決いたします。

仲介委員に先ほどの3名を指名することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

賛成全員であります。よって、議案第25号については、先ほどの3名を指名することに決定いたしました。

続きまして、協議事項に入ります。

農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について協議をいたします。

事務局より協議事項の朗読並びに説明をお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

議案書の10ページを御覧ください。

協議事項

1. 農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について

柳川市長より農業振興地域整備促進協議会委員の推薦依頼があったので、推薦委員の決定について協議する。

○事務局長（乗富和也君）

説明させていただきます。

今回、市長により委員の推薦依頼がっておりますけれども、この農業振興地域整備促進協議会委員として農業委員会から4名の委員を推薦いただきたいということで依頼がっております。

農業委員会としても委員の推薦に当たりましては、例を申し上げますと、これまでは会長さん、副会長さんということで3名ですね。それと、地域バランスも考えて、前は推進委員さんからお一人ということで、合計4名の選出、推薦となっているところでございます。

なお、今回、松藤会長さんが柳川地区、島添副会長さんが三橋地区、それから田中副会長さんが大和地区ということで、昭代、蒲池のほうからあと1名を推薦したらどうかということで考えております。

○議長（松藤正之君）

事務局より協議事項の朗読並びに説明が終わりました。

農業振興地域整備促進協議会委員の4名につきましては、引き続き、会長の私と副会長の島添茂樹委員、副会長の田中満義委員、そして、農地利用最適化推進委員の野口秀一委員を推薦したいと考えておりますが、御意見、御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、決定したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、先ほどの4名を推薦することに決定いたしました。

続きまして、協議事項の2に入ります。

都市計画審議会委員の推薦について協議をいたします。

事務局より協議事項の朗読をお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

協議事項

2. 都市計画審議会委員の推薦について

柳川市長より都市計画審議会委員の推薦依頼があったので、推薦委員の決定について協議する。

○議長（松藤正之君）

事務局より協議事項の朗読が終わりました。

農業委員会から1名の推薦依頼がっておりますので、従来どおり会長であります私を選任させていただきたいと考えておりますが、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、決定したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、決定させていただきます。ありがとうございました。

最後に報告に移ります。

事務局よりお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

総会議案書の11ページを御覧ください。

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

下記農地について農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和3年3月2日。農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積964平米。外1筆、合計1,626平米。賃貸人、〇〇、相続人代表、〇〇。賃借人、〇〇。外20件です。

続きまして、議案書の15ページを御覧ください。

報 告

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

下記農地について、使用貸借権の設定解約届出書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和3年3月1日。農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・畑、面積23平米、外1筆。合計97平米。使用貸人、〇〇。使用借人、〇〇。外6件です。

続きまして、総会議案書の16ページ、下段を御覧ください。

報 告

3. 農地改良行為届出について

下記農地について、農地改良行為届出書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和3年3月18日、農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積2,312平米うち150平米。届出者、〇〇。施行完了後の営農計画（予定作物）、大豆・ナスビ。

以上です。

○議長（松藤正之君）

以上で議案及び報告全て終了いたしました。

続きまして、連絡事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局長（乗富和也君）

それでは、御連絡いたします。

まず、1点目ですけれども、先ほどあつせん委員に指名された15名の推進委員さんには資料をお渡しいたしますので、よろしく願いいたします。

それと、先ほど協議事項の1のほうで農業振興地域の委員に推薦を決定いただきました会長さん、副会長さん、それと野口委員さん、4名の方については、後ほど農政課に提出する承諾書の記入をお願いしたいと思いますので、そのままお残りをお願いいたします。

それと3点目が、次回、5月の総会でございます。5月の総会は5月10日、月曜日、午後2時から、こちらの大和庁舎で開催しますので、よろしく願いいたします。

○事務局（田中道博君）

私のほうから1点。

前回の総会で配付していました農業委員会活動記録セットについての説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、令和3年度の活動記録簿になっています。19ページを御覧いただくと、活動した日は活動内容を記載していただく、農業委員会活動記録の欄がございます。項目内容の活動をされたらチェックをしていただき、内容等を裏面に記入をお願いいたします。

こちらにつきましては、切り取り線から切り取っていただいて、毎月御提出をお願いいたします。活動をされなくても、一応提出のほうをお願いいたします。

また、63ページとかは、農地に関する相談カードとなっておりますので、相談したい方とかありました場合は提出のほうをお願いいたします。

あとは総会時のメモ帳の欄等もございますので、御活用のほうをよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（松藤正之君）

先ほどの説明に何か御質問がございましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

ないようでございますので、これもちまして、令和3年第5回柳川市農業委員会総会を閉会いたします。

本日は誠にありがとうございました。

午後2時49分 閉会

柳川市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年4月12日

柳川市農業委員会会長 松 藤 正 之

会議録署名委員 高 田 一 利

〃 鐘ヶ江 ゆき子